

令和 5 年

第 3 回 忠岡町教育委員会定例会議案書

開 議 日 令和 5 年 3 月 2 9 日

令和5年 第3回教育委員会定例会提出案件

提出者	議案番号	件名
教育長	報告 第7号	行事等報告について
教育長	報告 第8号	町立各学校園保育所行事について
教育長	報告 第9号	令和5年度町立各学校園保育所の入園式・入学式について
教育長	報告 第10号	令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
教育長	議案 第3号	忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係関係規則等の整理について
教育長	議案 第4号	令和5年度忠岡町教育基本方針について
教育長	議案 第5号	令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について

報告第7号

行事等報告について

教育委員会会議規則第8条の規定により、忠岡町教育委員会の所掌行事、事務等を次のとおり報告する。

令和5年3月29日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

令和5年2月 社会教育行事等報告書

月	日	曜	行 事 名	場 所	備 考
2	2	木	ブックスタート事業（ブックセカンド）	保 健 セ ン タ ー	配布人数 21人
2	3	金	の び の び サ ロ ン （子育て真っ最中のみなさん！ のびのびデビューしませんか？）	児 童 館	参加人数 12人
2	5	日	お も ち ゃ の 病 院	児 童 館	
2	10	金	こ ども 会 育 成 者 協 議 会 定 例 会	文 地 下 化 会 議 館 室	
2	14	火	少 年 団 育 成 者 連 絡 協 議 会 定 例 会	文 地 下 化 会 議 館 室	
2	16	木	子 育 て 親 サ ロ ン （～ や る 気 が な い ～）	児 童 館	参加人数 5人
2	24	金	青 少 年 指 導 員 協 議 会 定 例 会	文 地 下 化 会 議 館 室	

毎月月初め（2月1日） グラウンド抽選

忠岡町児童館事業報告書

[児童教室]

令和5年2月

科 目	学 習 日	回 数	時 間	在籍者数 (人)	延べ出席 者数(人)
かき方習字	2/1.8.15.22	4 (3)	午後2時30分～4時30分	15 (15)	56 (33)
こどもピアノ(水)	2/1.8.15.22	4 (3)	午後3時15分～5時15分	6 (6)	21 (14)
こどもピアノ(金)	2/3.10.17.24	4 (4)	午後3時15分～5時15分	6 (6)	22 (20)
こどもピアノ(土)	2/4.18.25	3 (3)	午後2時～4時	6 (6)	15 (16)
こども合唱	2/4.18	2 (4)	午前10時15分～午後0時	10 (10)	13 (10)
こども絵画	2/4.18	2 (4)	午後2時～4時	15 (15)	7 (12)
こどもダンス	2/2.16	2 (2)	午後3時30分～5時	10 (10)	26 (23)
こどもフラ	2/3.	1 (1)	午後4時～5時	10 (10)	11 (5)
コンピュータ (開放日)	2/4.25	2 (2)	午前10時～11時	8 (8)	11 (12)
コンピュータ (開放日)	2/4.25	2 (2)	午後1時～2時	8 (8)	9 (4)
計				94 (94)	191 (149)

忠岡町児童館利用者数

開館日数 18日 (20日)

令和5年2月

キッズクラブ回数 7回 (6回)

単位:人

令和5年	のびのびひろば					自習室					キッズクラブ			サロン			児童教室								教室	合計	
	町内		町外		小計	町内		町外		小計	男	女	小計	のびのび	親サロ ン 子育 て	小計	かき 方	ピ ア ノ	合 唱	絵 画	p c	フ ラ	ダ ン ス	そ の 他			
	男	女	男	女		男	女	男	女																		
1日	水	2	7			9	1	8			9				0		13	5								18	36
2日	木	5	4			9					0	13	24	37			0								14	14	60
3日	金	4	2	1	1	8					0	18	26	44	12	12		5					11			16	68
4日	土	3	3		3	9	1		1		2			0			0	4	7	2	11					24	35
5日	日	4	1	1	2	8		1		1	2			0			0									0	10
6日	月					0					0			0			0									0	0
7日	火					0					0			0			0									0	0
8日	水	8	3			11	4	3			7			0			0	15	5							20	38
9日	木	1	2			3					0	18	28	46			0									0	49
10日	金	1	2	2	2	7					0	14	25	39			0	5								5	51
11日	土					0					0			0			0									0	0
12日	日	4	2		1	7					0			0			0									0	7
13日	月					0					0			0			0									0	0
14日	火					0					0			0			0									0	0
15日	水	1	5	2	4	12	3	8			11			0			0	15	6							21	44
16日	木			1		1					0	19	25	44	5	5								12		12	57
17日	金	1	1		1	3	1	1			2	18	22	40			0	6								6	51
18日	土	4	6	4	6	20	1	1			2			0			0	5	6	5						16	38
19日	日	2	1		3	6					0			0			0									0	6
20日	月					0					0			0			0									0	0
21日	火					0					0			0			0									0	0
22日	水	5	8			13		3			3			0			0	13	5							18	34
23日	木					0					0			0			0									0	0
24日	金	3	4	1		8					0	16	25	41			0	6								6	55
25日	土	1	9		5	15		5			5			0			0	6			9					15	35
26日	日	2	6	1	4	13					0			0			0									0	13
27日	月					0					0			0			0									0	0
28日	火					0					0			0			0									0	0
						0					0			0			0									0	0
						0					0			0			0									0	0
						0					0			0			0									0	0
						0					0			0			0									0	0
合計		51 (54)	66 (61)	13 (17)	32 (27)	162 (159)	11 (13)	30 (33)	1 (7)	1 (3)	43 (56)	116 (103)	175 (144)	291 (247)	12 (12)	5 (3)	17 (15)	56 (33)	58 (50)	13 (10)	7 (12)	20 (16)	11 (5)	26 (23)	0 (0)	191 (149)	704 (626)
平均		(3)	(3)	(1)	(1)	(8)	(1)	(2)	(0)	(0)	(3)	(17)	(24)	(41)													

令和5年2月ふれあいホール使用状況

日(曜日)	利用目的	利用時間	使用料			有料件数		減免 件数	使用 件数	照明 音響	平日 日中 9~17	平日 夜間 18~21	土日 日中 9~17	土日 夜間 18~21	備考欄
			ホール	冷暖房	付属設備	合計	町内								
1日(水)	幼小中実践報告会	15時 ~ 17時						1	1						
1日(水)	KIX泉州マラソン 明会	18時 ~ 20時						1	1		1				
3日(金)	いさいき教室 (高齢介護課)	13時 ~ 16時						1	1						
4日(土)	こども会(オセロ)練習	13時 ~ 16時						1	1				1		
5日(日)	防災講演会 (危機管理課)	9時 ~ 12時						1	1				1		
8日(水)	職員採用試験	9時 ~ 17時						1	1						
10日(金)	いさいき教室 (高齢介護課)	13時 ~ 16時						1	1						
15日(水)	インターバル速歩 (地域包括支援セン ター)	13時 ~ 16時						1	1						
18日(土)	成年後見制度に 関する説明会	13時 ~ 17時	27,040 (0)	4,000 (0)	7,700 (0)	38,740 (0)	1		1				1		
25日(土)	防犯講演会 (危機管理課)	9時 ~ 12時						1	1				1		
25日(土)	コーラスの練習	13時 ~ 16時						1	1	0			1		
合 計			27,040 (0)	4,000 (0)	7,700 (0)	38,740 (0)	1 (0)	10 (6)	11 (6)	0 (0)	5 (4)	1 (0)	5 (2)	0 (0)	

※()は、前月の数値

令和5年2月 コパンスポーツセンター忠岡 利用状況

	日曜日	月曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合計
0-9歳	0	4	0	4	6	0	14
10-19歳	4	6	6	6	4	4	30
20-29歳	38	38	34	36	32	26	204
30-39歳	26	30	19	24	14	17	130
40-49歳	42	65	58	43	42	48	298
50-59歳	90	156	136	106	132	92	712
60-69歳	152	219	192	185	223	171	1,142
70-79歳	168	293	279	295	225	208	1,468
80歳以上	65	110	115	105	93	85	573
計	585	921	839	804	771	651	4,571
(前月)	(580)	(841)	(784)	(794)	(769)	(616)	(4,384)

2月1日(水)	208人
2月2日(木)	199人
2月3日(金)	210人
2月4日(土)	164人
2月5日(日)	160人
2月6日(月)	244人
2月8日(水)	218人
2月9日(木)	214人
2月10日(金)	179人
2月11日(土)	176人
2月12日(日)	154人
2月13日(月)	210人
2月15日(水)	208人
2月16日(木)	210人
2月17日(金)	213人
2月18日(土)	159人
2月19日(日)	125人
2月20日(月)	236人
2月22日(水)	205人
2月23日(木)	181人
2月24日(金)	169人
2月25日(土)	152人
2月26日(日)	146人
2月27日(月)	231人
合計	4571人

	男	女	不明	合計
日曜日	272	313	0	585
月曜日	369	548	4	921
火曜日	—	—	—	—
水曜日	334	505	0	839
木曜日	327	473	4	804
金曜日	306	459	6	771
土曜日	278	373	0	651
合計	1,886	2,671	14	4,571
(前月)	(1,873)	(2,498)	(13)	(4,384)

※合計欄の下段の()は、前月の数値

	当月	前月
開館日数	24	24
一日平均来館者数	190.5	182.7

当月曜日別平均来館者数	前月	
日曜日	146.3	145.0
月曜日	230.3	210.3
火曜日	—	—
水曜日	209.8	196.0
木曜日	201.0	198.5
金曜日	192.8	192.3
土曜日	162.8	154.0

令和5年2月分 文化会館講座等(公民館並びに働く婦人の家)事業報告

[1] 文化会館講座(定期)

講座名	講師名	開講週及び開講日	開講回数	開講時間	在籍者数	公民館					働く婦人の家			合計(延べ)
						第1・2会議室	第4会議室	第5会議室	茶室	計	軽運動室	講習室	料理室	
日本語読み書き教室(2クラス)	日本語読み書き教室 ボランティア	2/5, 2/19	2 (1)	13:30~15:30	5 (5)					0 (0)			3 (2)	4 (2)

[2] 文化会館講座(単発)

講座名	学習内容	開講日	開講時間	申込人数	公民館			働く婦人の家			小計	合計(延べ)	
					第1・2会議室	第4会議室	第6会議室	軽運動室	講習室	料理室			
男性料理教室	ふだん料理をしていない 男性に料理を学んでもらう	2/19(日)	10:30~13:00	5						4	4	4	
イキイキ長生き笑顔のススメ	ハッピーボイス健康法	2/24(金)	13:30~15:00	16					16		16	16	
和ランチサロン	栄養士を囲み子育て中の お母さんとの雑談会	2/5(日)	10:30~13:00	20						20	20	20	
楽業講座④	踏み台昇降運動(全5回)	2/2(木) 2/9(木) 2/16(木)	10:40~11:40	66					63		63	63	
					0	0	0	0	63	0	24	103	103

※前月の単発講座は、3講座、延べ30人受講

[3] 働く婦人の家相談事業

事業名	相談内容	相談日	時間	相談件数	相談者数	備考
女性の悩み電話相談	DV、健康、家庭内等のあらゆる相談	2月15日	13:30~15:30	0 (1)	0 (1)	

令和5年2月分 文化会館講座等(公民館並びに働く婦人の家)事業報告

[その他事業]

事業名	開催日	開催時間	小学生	中学生	高校生	大学生(その他)
学生対象 自習室開放(第4会議室)	毎週日曜日及び冬休み	10:00~18:00	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (2)
事業名	開催日	開催時間	高校生・大学生 一般・社会人			
一般・社会人対象 自習室開放(第4会議室)	毎週水~土曜	18:00~20:45	8 (1) 6 (16)			

事業名	開催日	開催時間	第1・2会議室	第4会議室	講習室	第6会議室
忠岡あすなろ未来塾小学(1学年2クラス)	2/4、2/18	9:30~10:20/10:30~11:20 11:30~12:20	29 (64)	36 (73)	18 (34)	
忠岡あすなろ未来塾中学(1学年1クラス)	2/4、2/18	13:00~13:50/14:00~14:50 15:00~15:50/16:00~16:50		4 (14)		

計 87
(185)

事業名	開催日	開催時間	ロビー利用回数	芳名者数

※()は、前月の数値

[4]文化会館クラブ活動一覧表(別紙1)

[5]文化会館一般利用状況表(別紙2)

令和5年2月分 文化会館クラブ活動一覽表

[別紙1-3]

曜日	クラブ名	活動内容	実施曜日	時間	会員数	実施回数	公民館						働く婦人の家				その他	合計	
							第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶室	軽運動室	講習室	料理室	託児室			
	50 めだかの学校	箸絵	第1	13:30~16:00	10	1													8
	51 忠岡川柳会	川柳俳句と勉強会	第3	13:30~15:30	16	0			8										0
	52 ヘルシーエクササイズ忠岡	健康体操・ダンス等	第1~4	10:00~12:00	21	4									71				71
日	53 ねぎぼうず	ソフトバレーボール	第2~4	15:30~17:30	11	2									12				12
	54 忠岡短歌会	短歌の発表及び批評	第2	13:00~16:00	12	1													11
	55 SS卓球クラブ	卓球	第1~4	13:15~15:15	15	4									46				46
	56 六弦クラブ	初心者向けギタークラブ	第1・第3	10:00~12:00	4	2													7
							89	14	0	0	8	0	0	0	129	0	0	0	155
							公民館計						働く婦人の家計				0	155	
							643	107	20	28	89	3	32	604	101	10	0	49	1011
							(643)	(107)	(20)	(30)	(76)	(3)	(39)	(604)	(102)	(36)	(0)	(31)	(1,016)
							公民館計						働く婦人の家計				715	1011	
																	(742)	(31)	(1,016)

※()は、前月の数値

令和5年2月分 文化会館一般利用状況表

(人)

[別紙2-1]

日	曜	利用目的	時間	公民館						働く婦人の家					合計			
				第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶室	集会室	ロビー	軽運 動室	講習室	料理室		託児室		
1日	水	子ども英会話教室 ●	19:00～20:00					3										3
1日	水	子ども食堂	13:00～20:00										15					15
1日	水	子ども食堂	14:00～20:00										60					60
2日	木	リサイクル	13:30～16:00				2											2
2日	木	指導員研修	13:30～15:30											6				6
2日	木	ヨガ教室 ●	19:00～20:00							5								5
3日	金		9:00～12:00															0
4日	土	テコンドー ●	11:50～12:50											15				15
4日	土	会議	17:00～19:00			8												8
5日	日		13:00～20:00															0
5日	日	生活困窮者自立支援業による学習支援事業のため	10:00～12:00												10			10
6日	月	[休館日]																0
7日	火	[休館日]																0
8日	水	ミニ学習	9:30～11:30												8			8
8日	水	子ども英会話教室 ●	19:00～20:00					3										3
9日	木	指導員研修	13:30～15:30											6				6
9日	木	ヨガ教室 ●	19:00～20:00							5								5
10日	金	ホールイベント	13:30～16:30															7
11日	土	[休館日] 建国記念日																0
12日	日	生活困窮者自立支援業による学習支援事業のため	10:00～12:00													10		10
13日	月	[休館日]																0
14日	火	[休館日]																0
15日	水	健康体操	10:00～11:30												6			6
15日	水	会議	11:00～16:00						14									14
15日	水	着付け練習	13:30～15:30										4					4
15日	水	子ども英会話教室 ●	19:00～20:00													3		3
16日	木	高齢介護課(出前講座)	13:30～15:30	20														20
16日	木	ヨガ教室 ●	19:00～20:00												5			5
17日	金	ハンドメイド	13:30～16:00						8									8
17日	金	税金説明会 ●	18:30～20:30						4									4

令和5年2月分 文化会館一般利用状況表

[別紙2-1]

(人)

日	曜	利用目的	時間	公民館						働く婦人の家					合計		
				第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶室	集会室	ロビー	軽運 動室	講習室	料理室		託児室	
18日	土	母親連絡会	10:00~12:00						7								7
18日	土	テコンドー	13:00~14:00							15							15
19日	日	生活困窮者自立支援業による学習支援事業のため	10:00~12:00									10					10
19日	日	オカリナ練習	13:00~16:00				5										5
20日	月	[休館日]															0
21日	火	[休館日]															0
22日	水	子ども英会話教室	19:00~20:00					3									3
23日	木	[休館日] 天皇誕生日															0
24日	金	マジック練習	13:30~15:30			6											6
25日	土	クッキー作り	9:00~16:00									10					10
25日	水	会議	9:00~16:00					10									10
25日	土	テコンドー	11:50~12:50							15							15
25日	土	子ども茶道	13:00~17:00						20								20
26日	日	生活困窮者自立支援業による学習支援事業のため	10:00~12:00									10					10
27日	月	[休館日]															0
28日	火	[休館日]															0
合 計				20 (5)	0 (0)	22 (14)	25 (25)	29 (21)	52 (56)	0 (0)	0 (0)	148 (121)	57 (190)	108 (108)	25 (17)	0 (0)	338 (436)
				公 民 館 ・ 小 計						働く婦人の家・小計					190 (315)		

閉館日数	20日	件数	36件 (35件)
		有料貸出	12件 (13件)
		部屋使用収納額	68,740 (73,220)

※()は、前月の数値

㊦印は文化会館登録クラブ ●印は有料貸出

貸出図書利用状況表

区分	2023年										2月		
	-6	7-12	13-15	16-18	19-22	23-29	30-39	40-49	50-59	60-	年齢なし	計	(%)
0 総記	0	1	2	0	0	0	1	5	6	17	0	32	1.6
1 哲学	0	1	4	0	0	1	12	6	6	16	3	49	2.5
2 歴史	3	7	5	3	0	0	5	14	17	49	2	105	5.3
3 社会科学	1	6	3	0	0	3	14	15	29	49	12	132	6.7
4 自然科学	5	6	3	0	0	4	4	18	16	26	19	101	5.1
5 工業	3	8	3	1	0	0	15	17	27	92	0	166	8.4
6 産業	2	2	0	0	0	1	1	1	4	10	0	21	1.1
7 芸術	5	13	0	0	0	1	6	13	32	75	8	153	7.8
8 語学	0	0	0	0	0	0	3	4	2	2	0	11	0.6
9 文学	7	12	5	1	5	1	15	18	27	90	0	181	9.2
B 大型本	0	1	0	0	0	0	0	4	3	2	4	14	0.7
C 紙芝居	2	3	0	0	1	0	3	7	0	0	0	16	0.8
E 絵本	116	20	0	0	10	27	39	47	15	8	2	284	14.4
K 郷土資料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0.1
L 大活字本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0.1
M 雑誌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.1
S 小説	0	8	3	10	3	1	21	52	100	458	3	659	33.4
Y 洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
Z 随筆	0	0	0	0	0	0	1	3	8	31	0	43	2.2
R 参考資料	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	0.2
X 文庫	0	3	0	1	1	0	2	2	21	100	1	131	6.6
1 一般	5	14	5	13	3	12	57	124	171	634	7	1,045	53.0
2 児童	139	44	23	1	15	27	59	78	26	38	44	494	25.1
3 参考資料	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	0.2
4 雑誌	0	1	0	0	0	0	16	5	49	116	0	187	9.5
5 音声図書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6 CD	0	11	0	0	0	0	0	5	14	38	0	68	3.4
7 DVD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
8 テープその他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
9 相互貸借	0	15	0	0	0	0	5	9	11	4	0	44	2.2
合計(冊数)	144	88	28	15	19	39	140	224	292	930	53	1,972冊	100.0
(%)	7.3	4.5	1.4	0.8	1.0	2.0	7.1	11.4	14.8	47.2	2.7	100.0%	

〈利用人数〉												(2,841冊)	
区分	-6	7-12	13-15	16-18	19-22	23-29	30-39	40-49	50-59	60-	年齢なし	計	(%)
忠岡東地区	10	2	1	1	1	0	12	9	24	75	1	136	21.9
忠岡一丁目	2	1	0	0	0	0	3	13	19	24	2	64	10.3
忠岡二丁目	2	4	2	1	1	9	4	3	7	31	0	64	10.3
忠岡三丁目	4	2	1	1	0	0	0	7	9	38	0	62	10.0
馬瀬地区	2	8	0	1	0	2	6	9	15	14	1	58	9.3
北出地区	0	6	0	0	0	0	2	12	8	15	0	43	6.9
高月地区	0	0	0	0	7	2	0	7	9	19	0	44	7.1
新浜地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
他市町	0	1	0	0	0	1	17	9	25	90	7	150	24.2
合計(人数)	20	24	4	4	9	14	44	69	116	306	11	621人	100.0
(%)	3.2	3.9	0.6	0.6	1.4	2.3	7.1	11.1	18.7	49.3	1.8	100.0%	

(894人)

開館日数 11日 (19日)

一日平均貸出冊数 179.3冊(149.5冊) 一日平均貸出人数 56.5人 (47.1人) 一人当り貸出冊数 3.2冊 (3.2冊)

※()は、前月の数値

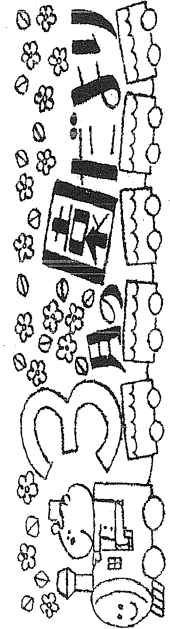
おはなし会	計	3回	5人	協力貸出	借受	貸出	見学授業
		2月1日	2人		計46冊	計8冊	なし
		2月8日	1人				
		2月15日	2人	大阪府	22冊		
				能勢町	1冊		
				池田市	2冊		広域貸出登録者数
				豊中市		1冊	計
予約(処理件数)	計	176件	176冊	吹田市	1冊		堺市
一般書		156件	156冊	摂津市	2冊		泉大津市
児童書		20件	20冊	茨木市	3冊		和泉市
音楽CD類		0件	0枚	島本町	1冊		高石市
				枚方市	3冊		
コピー		5件	38枚	四條畷市	1冊		インターネット兼
弁償代		0件	0円	大東市	1冊		読書手帳用パスワード申請者数
				柏原市	1冊		2人
蔵書冊数	128,462冊			大阪狭山市		3冊	蔵書点検
内 一般書	73,769冊(2月購入126冊)			河内長野市	2冊		2/17(金)~26(日)
児童書	41,909冊(2月購入46冊)			太子町		1冊	
				河南町	1冊		
雑誌受入種数88種				堺市		2冊	
				高石市	1冊		
				泉大津市	1冊		
				岸和田市	1冊		
				貝塚市	1冊		
				泉南市		1冊	
				田尻町	1冊		

報告第8号

町立各学校園保育所行事について

教育委員会会議規則第8条の規定により、令和5年3月分の町立各学校園保育所行事について、次のとおり報告する。

令和5年3月29日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭



寒さの中にも少しずつ春の暖かい日差しが感じられるようになりました。この一年たくさんのお友達と遊んでいろいろな経験をし、みんなでがんばったこと、できるようになったこと、嬉しかったことなどを振り返り、進級する喜びをいっぱい感じているようです。いよいよ今年度も残りわずかとなりました。子どもたちは、お家の方の愛情に包まれ、保育所で友達と元気に過ごせた事で大きく成長しました。この一年間、つぼみ会役員さんを始め保護者の皆様には、こども園開園に向け、工事や新園舎への引越し等ご不便をおかけしましたが、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

卒園式（5歳児）のお知らせ

日時・・・令和5年3月20日（月）
開式・・・9時30分（受付 9時10分）

- * 卒園式についての詳細は、後日お知らせします。
- * 0歳～4歳児は、9時までに登園してください。
- * 卒園後の5歳児保育についての手紙は後日配布させていただきます。
- * 3月31日（金）は、家庭保育のご協力をお願いします。



3	金	ひなまつり
6・7	月・火	身体計測
8	水	弁当日
9	木	避難訓練（地震）
10	金	誕生会
14	火	お別れ会
15	水	卒園式予行練習
20	月	卒園式
24	金	令和5年度クラス名簿発表
27～31	月～金	進級リハーサル
31	金	令和4年度保育終了
4月1日（土）・・・入園式（全園児対象）		

* 詳細は、後日配布させていただきます。

新年度保育について

新年度クラス発表は3月24日（金）に掲示いたします。3月27（月）～31日（金）は進級リハーサルとして進級クラスで一日過ごします。靴箱の場所が変わりますので、ご確認ください。

作品・用品の持ち帰りについて

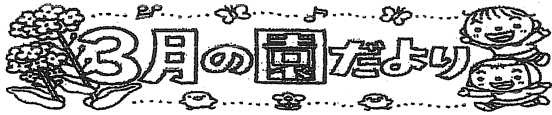
3月24日（金）に用品を持ち帰っていただきます。同時に「新クラスに持ってきていただく物」のプリントを配布いたしますので、必要な用品を揃えて新年度に持ってきて下さい。
※5歳児は、3月16日（木）に持ち帰ります。

3月8日（水）はお弁当日です

ひまわり組 ゆり組 すみれ組 さく組 れんげ組	お弁当（お箸）・敷物・おしぼり・水筒（肩からかけられるもの）・いつもの用意（コップ・菌ブラス・手拭きタオル）健康カード
ばら組 たんぽぽ組	お弁当（フォークまたはスプーン）・いつもの用意（コップ・手拭きタオル・連絡帳）
ちゅうりっぷ組 さくら組	お弁当（フォーク又はスプーン）・いつもの用意（コップ・手拭きタオル・エプロン・連絡帳）
もも組	お弁当は要りません

預金口座振替依頼書・新年度書類提出について

池田泉州銀行の預金口座振替依頼書（2部）や新年度書類の提出は、3月10日（金）までとなっております。ご協力をお願いいたします。



令和5年2月27日
東忠岡幼稚園

本年度最後の月、東忠岡幼稚園最後の月になりました。心身ともに成長した子ども達の姿にたくましさ、頼もしさを感じ、嬉しく思います。

残り少ない、3学期を先生や友だちと心ゆくまで楽しく過ごしてほしいと思います。



<お知らせ・お願い>

◎卒園式、預かり保育(長期休業)、ウォークラリー、令和5年度入園式につきましては後日詳しくお知らせします。

諸費引き落としは3月8日(水)が最終日となっております。3月は2回目の引き落としがありません。ご了承ください。

※諸会計の決算を行います。業者への支払いがありますので、通帳確認と入金を3月7日(火)までをお願いいたします。

◎17日(金)は卒園式前日ですが、通常通り全園児預かり保育を行います。5歳児は17日(金)が最終日となります。ただし、5歳児の新2号認定のお子さんは引き続き預かり保育をご利用いただけます。

◎2日(木)は5歳児のみおにぎり弁当(お別れ遠足のため)、8日(水)は全園児弁当日となります。お間違えないようにしてください。また、17日(金)より午前保育となります。降園時間は3歳児午前11:30、4・5歳児午前11:40です。よろしく願いいたします。

◎現在使用しています保護者証について
登降園時には必ず首にかけてください。
令和5年度からは新しい保護者証になりますので、令和4年度末、登降園で使用しなくなりましたら個人情報ですので各家庭にて処分していただきます様お願いいたします。

◎新年度保育について
新年度クラス発表は3月24日(金)に掲示いたします。ご確認ください。

今月の行事予定			
1	水	発育二測定(~10日) 新人園児保護者説明会 (にじホール・10:00受付)	給食
2	木	お別れ遠足 (5歳児・ソフィア塚プラネタリウム) 5歳児のみおにぎり弁当	給食
3	金	すくすくタイム	給食
4	土	休業日	
5	日		
6	月		給食
7	火		給食
8	水	親子お別れ会 (5歳児・5歳児保護者参加) 諸費引き落とし日(最終日)	弁当
9	木	卒園式練習 避難訓練(地震時を想定)	給食
10	金	誕生会(3月生まれ)	給食
11	土		
12	日		
13	月	卒園式練習	給食
14	火	幼稚園お別れ会	給食
15	水	卒園式練習	給食
16	木	卒園式練習 出席ノート預かり(5歳児)	給食
17	金	大掃除(5歳児) 午前保育開始	午前保育
18	土	卒園式(5歳児・5歳児保護者参加)	
19	日		
20	月		
21	火	春分の日(休園)	
22	水	なかよしウォークラリー (3・4歳児・雨天中止)	
23	木	出席ノート預かり(3・4歳児)	
24	金	大掃除・終業式(3歳児:午前11:30、 4歳児:午前11:40降園)	
25	土	休業日	
26	日		
27	月	預かり保育開始(長期休業中)開始	
28	火		
29	水		
30	木		
31	金		

忠岡小学校

学校教育目標 「よく学ぶ子 元気な子 心やさしい子」の育成をめざす。
そして、積極的(ポジティブ)な子に。

「春よ来い」

それぞれの春に向かって!

今年の冬は寒暖差の大きい日も多くありましたが、毎日に春の訪れを感じる季節になりました。

3学期に入り、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に関連するお休みも増え、不安を感じる時期も過しましたが、学校生活にも落ち着きが戻ってきました。カルタ大会、百人一首大会、なわとび大会はお家の方に参観していただきました。それぞれの行事は本番に向けての練習や取り組みが必要なため、子どもたち一人ひとりも本番に向け努力してきました。子どもたちの発表の場を準備でき、とても良かったと思います。それぞれの取組みや学年を越えたペーパー活動を通して、自分に自信を持ち成長できた子どもが増えました。

さて、6年生は、中学校生活への希望と期待で胸を弾ませていることでしょう。忠岡小で身につけた「がんばる心」や「思いやりの心」を活かし、自信を胸に立派な中学生になってください。5年生には、来るべき4月からの高学年としての自覚や責任感をしっかりと育ててほしいと思います。学校は、子どもたちが社会に出る前の積みができる場所のひとつです。すべての児童が、来るべき4月からのそれぞれの場所で、それぞれの春に向かうために、今、できることを頑張れ!みなさんにエネルギーを贈ります。

創立150年記念植樹式を行いました。

今年度、P T A実行委員会が中心となり周年行事として企画検討し、「祝創立150周年忠岡小学校」横断幕の設置、②全校児童参加での文字ドロロン撮影及び記念クリアアール作成、③桜の記念植樹を実施していただきました。2月25日(土)土曜参観の1時間目に全校の教室にオンライン配信し、記念植樹式として校長から式辞、P T A花野会長からお話をいただきました。これからの忠岡小学校の子どもたちを末永く見守ってくれると信じています。

校長 大谷 忠

土曜参観、引き渡し訓練へ参加ありがとうございました。

2月25日(土)、2・3時間目に今年度最後の授業参観を行いました。各クラス、お家の方への発表会形式で一年間の出来事や自分の思いを発表しました。どの学級もたくさんのお家の方に来ていただきました。参観後、大規模災害を想定した児童引き渡し訓練にも多数ご参加いただきました。ありがとうございました。



4月の主な行事予定

- 4月7日 入学式、4月10日 始業式
- 4月12日 給食開始(1年生4月19日から)
- 4月25~28日 家庭訪問(3時間授業)
- 4月25~27日 授業参観週間

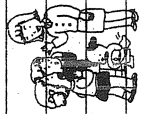
※P T A総会 後日案内致します。

家庭数配布

日	曜	3月の行事予定
1	水	クラブ⑩ なかよし・通級教室懇談 3/1~10
2	木	SC
3	金	6年生を送る会 ⑥忠中ガイダンス
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	⑤音楽朝礼
8	水	委員会⑩
9	木	SC
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	《朝礼》
15	水	卒業式予行
16	木	卒業式準備⑥1500他学年13:10下校、⑥給食終了
17	金	卒業式(⑤参加ほし)
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	春休みの日
22	水	4h 給食終了 下校 13:20
23	木	3h + 大掃除 下校 12:10
24	金	2h 修了式 下校 10:30
25	土	春休みの日
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

※【B】B校時:15時20分下校 O数字:学年

SC:スクールカウンセラー来校日



東忠岡小学校

学校教育目標：「よく学ぶ子 心豊かな子 元気な子」の育成をめざす
重点目標：「根拠をもって自分の考えを表現できる児童の育成をめざす」

3月 新たな旅立ちにむかって
3月は、1年間の中でも特別な気持ちになります。学校は、「お別れ」と「旅立ち」という雰囲気におおわれます。小学生6年生は、卒業式という大きな行事があります。小学校生活最後の月です。6年生の各学級からは「あと、〇〇日」という声が聞こえてきます。卒業式に向けた取組みも始まっています。「最後の授業」「最後の休み時間」「最後の給食」「最後のチャイム」など、ひとつひとつの場が、「最後の・・・」となります。6年生の皆さんには、ぜひ、その「瞬間」を大切にしてほしいと思います。

22. 1年生から5年生も、そんな6年生をあたたく送るために取組んでいます。今年度はレインボータイトで縦割り活動を学校全体で行っています。今まで以上に、6年生とのつながりがあります。ぜひ、6年生へのあたたくいメッセージを伝えてほしいと思います。

待に、5年生は、6年生から最高学年としてのバトンを受け取ります。このバトンを受け取るために、5年生はすでに動き出しています。先日、6年生がお別れ遠足に出かけた時、学校では、5年生が最高学年でした。レインボータイトでは、しっかりと1年生から4年生を引っ張っていました。とても頼もしいと感じました。

明日は、3月1日。卒業生を送る会です。それぞれの学年のあたたく思いで成功させましょう。そして、新たな旅立ちに向かってください。保護者の皆様・地域の皆様、今年度もあと1か月となりました。引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。土居 正 校長

学校だより 1年間のキーワード

学校だよりを4月から毎月発行しました。あと修了式号を残すのみとなりました。毎月、キーワードがあります。そのキーワードには、学校としての願いをこめてあります。ふりかえると、学校の願いと児童の成長が見えてきます。

- 4月 「入学」進級 重点目標 自分の考えを表現 [5月]「つなげる取組み」
- 6月 「みんなでつなげる六色の虹 運動会」「レインボータイトスタート」
- 7月 「1学期を終えて つなげる」[8・9月]「力をたくわえる」
- 10月 「自分の考えを表現 立会演説会」「レインボークリーニング大作戦」
- 11月 「学びが深まる」
- 12月 「表現する力 成長は日々の積み重ね」「レインボークリーニング音楽会」
- 1月 「人とかわる喜びを育む」[2月]「6年間育てたい力」つなげる～
- 3月 「新たな旅立ちにむかって」

なわとび記録会 心からの応援と拍手！

2月2日(木)、なわとび記録会を実施しました。練習からレインボータイトで取組んで挑んだ記録会当日。縦割りで応援と拍手。体育館が熱気にあふれていました。レインボータイトの成果です。

「学校教育アンケート」ご協力へのお礼

2月13日(月)～2月24日(金)の期間、ご多忙中にもかかわらずご回答いただきました保護者の皆様にご心よりお礼申し上げます。今年度、原則オンラインアンケートとさせていただきます。本校をより良い学校としていくために、後日、集計結果を取りまとめお知らせいたします。

卒業式のお知らせ

第66回卒業式を以下のとおり実施いたします。6年生の保護者の皆様、在校生代表の保護者の皆様には、すでに案内をさせていただきます。令和5年3月17日(金) 開式 9時30分

日時：令和5年3月17日(金) 開式 9時30分

受付 8時45分～

保護者の皆様は9時20分までにご着席ください。

場所：本校体育館

※代表以外の在校生は、参加しません。

3月の行事予定

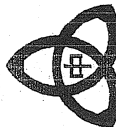
1	水	6年生を送る会
2	木	SC
3	金	忠中ガイダンス(6年) こすもす懇談会
4	土	
5	日	
6	月	こすもす懇談会
7	火	卒業式練習開始
8	水	こすもす懇談会 挨拶運動
9	木	肥り輸出前授業(3年) SC
10	金	こすもす懇談会
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	6年生給食最終 卒業式準備(5年生)
17	金	卒業式
18	土	
19	日	
20	月	立会演説会(5限)
21	火	
22	水	給食最終 挨拶運動
23	木	3時間授業 大掃除
24	金	修了式
25	土	
26	日	
27	月	春季休業開始(～4月9日)

3月の予定と下校時間

- 16日(木) 6年生・・・給食最終(13時30分下校)
1年生～4年生・・・5時間授業(14時30分下校)
5年生・・・6時間目卒業式準備(15時30分下校予定)
- 17日(金) 卒業式(在校生は5年の代表のみ出席)
- 23日(木) 3時間授業 大掃除 給食なし(11時30分下校)
- 24日(金) 修了式 40分×3時間授業(11時00分下校)

4月の予定

- 7日(金) 入学式
- 10日(月) 始業式(11時下校)
- 12日(水) 2年生～6年生給食開始
- 19日(水) 1年生給食開始
- 21日(金) 授業参観・PTA総会
- 25日(火)～28日(金) 家庭訪問



いよいよ3月

年度のまとめ、そして、3年間のまとめ＝卒業の時期を迎えました。
 3年生は進路が決まった人もいますが、まだ多くの人が公立の一般入試に向けてラストスパート中です。不安も多いと思いますが、自分のこれまでと現在の頑張りを信じて試験に立ち向かいましょう。進路が決まった人は、これから入試に臨む人への応援や協力をし、勉強を頑張る雰囲気を作らないようにして下さい。

また、1~3年生みんなが、それぞれの1~3年間で振り返り、これまでの取り組みしてきたことを活かして立派な卒業式、修了式を迎えましょう。来年度のより良い自分をイメージし、それに向けて、目標や計画を考え、しっかり準備していきましょう。



「自分らしさ」とは？「自分らしく生きる」ためには？

「自分らしさ」とは何かと問われると、なかなか答えるのに難しい部分もありますね。いわゆる個性(その人特有の性格、特質)がよくあらわされている様子という事が多いように思います。得意技や特徴的な持ち味を持っているとわかりやすいのですが、他者と比べてそんなにかけ離れたものがなくても、全てのことがかく同じという人は、やはりいいので、一つひとつの細かい個性といえるでしょう。

「自分らしく生きる」って結構難しいと思いますよね。自由気ままにしていると、他者との関係がうまくいかないこともありますし、逆に、他者を気にし過ぎると、思い通りにできないことになってしまいます。

他者との関係をうまく調整できないと、「自分らしく生きる」ことは難しいのでしょうか？

社会の様子も含めた色々な条件によって変わってくるでしょうが、「自分らしく生きる」行動の内容によって、他者との関わりが変わってくるのだと思います。

周りの人が困るようなことでは、やりにくくなるでしょうし、逆に、周りの人が喜ぶようなことは、応援してくれるでしょう。

しかし、そんなことを色々考えず突き進む生き方、逆に、色々なことを考え慎重にものごとを運ぶ生き方も、それぞれ自分らしい生き方なのでしよう。

結局、大事なのは、自分の納得感、「これっていいんだ」と思えることが、自分らしく生きる第一歩なのでしよう。ただし、「これっていいの？」と考える事も必要です。

「これっていいんだ」が人生を進めるアクセラなら、これっていいの？は、暴走や衝突をさける、ブレーキやハンドルなのかもしれません。

それぞれをどうバランスよく使っていくのかが、その人の個性というものであり、「その人らしさ」なのでしよう。

困難もありますが、人生のアクセラ、ブレーキ、ハンドルを使い分けて進んでいく、それを「楽しい」と思えることが「自分らしい充実した人生」であると考えるといいですね。

校長 小山 昌二

1・2年生の保護者の方へ
 ゆうちよ銀行の口座振替の手続きは、3月17日(金)まで
 によりしくお願いいたします。

3月の主な行事

1・2学年年末テスト 1日(水)~3日(金)
 各学年最後の定期テストです。学習はもちろんのこと、提出物も忘れることのないように、早めに仕上げてしましましょう。

- 1日 音楽・英語・保健
- 2日 数学・理科・美術
- 3日 国語・社会・技家

3年公立一般選抜入試 10日(金)
 進路を決定する大事な試験です。体調を整えて今までの学習の成果を存分に発揮して下さい。

第75回卒業証書授与式 14日(火)
 当日は8時50分開場、9時30分開式となります。在校生は代表者以外登校禁止です。感動的な式となるよう、また卒業生とその保護者様、教員とのお別れの時間を大切にするため、ご協力よろしくお願いたします。

1・2年三者懇談 16日(木)~22日(水)
 お忙しいとは思いますが、次年度がよいスタートを切れるように懇談会を行いますので、よろしくお願いたします。

3月行事予定

日	曜	学 校 行 事	給食
1	水	①②学年末テスト③進路懇談(一般選抜) 特別選抜発表	③〇
2	木	①②学年末テスト③T)裁量 SC	③〇
3	金	①②学年末テスト	③〇
4	土		
5	日		
6	月	生徒議会	〇
7	火		〇
8	水		〇
9	木	T)金 5 SC	〇
10	金	一般選抜入試	
11	土		
12	日		
13	月	卒業式予行月 1234 午後卒業式準備	120
14	火	第75回卒業式	X
15	水	水 2345	120
16	木	木 5432 SC	120
17	金	金 1234 小学校卒業式	120
18	土		
19	日		
20	月	火 1234 一般選抜発表	120
21	火	暮分の日	
22	水	水 2345	120
23	木	学(1年集会)・学(2年集会) + 大掃除 公立2次入試	
24	金	修了式・学活	X
25	土	春期休業日(~/4/9)	
26	日		
27	月	公立2次発表	
28	火		
29	水		
30	木		
31	金		

4月の行事予定

- 6日 入学式
- 10日 始業式・着任式・対面式
- 11日 2・3年生身体測定 午後離任式(2・3年生弁当持参)

報告第9号

令和5年度町立各学校園保育所の 入園式・入学式について

教育委員会会議規則第8条の規定により、令和5年度町立各学校園保育所の入園式・入学式の日程について、次のとおり報告する。

令和5年3月29日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

令和5年度町立学校・園の入学式の日程

学校園名	日 時	出席者	備 考
忠岡中学校	4月6日(木) 午前9時30分	富本教育長 教育委員全員 教育部長	告辞 富本教育長
忠岡小学校	4月7日(金) 午前10時	富本教育長 竹林委員 徳田委員	告辞 富本教育長
東忠岡小学校	4月7日(金) 午前10時	井手職務代理 新田委員 谷野委員 教育部長	告辞 井手職務代理
東忠岡こども園	4月1日(土) 午前9時15分		

報告第10号

令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会 関係事項について

忠岡町教育委員会の事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について、次のとおり報告する。

- 案件1 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 案件2 忠岡町公民館条例の一部改正について
- 案件3 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について
- 案件4 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について
- 案件5 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について
- 案件6 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）について

令和5年3月29日提出

忠岡町教育委員会

教育長 富本正昭

忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

本町は、忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

忠岡町長 杉原健士

忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の
整理に関する条例

(忠岡町行政手続条例の一部改正)

第1条 忠岡町行政手続条例（平成11年忠岡町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「保育所」を「認定こども園」に、「入所者」を「乳児」に改める。

(忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第2条 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年忠岡町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「町立幼稚園（忠岡町立幼稚園条例（昭和27年忠岡町条例第28号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び町立保育所（忠岡町保育所設置条例（昭和62年忠岡町条例第3号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）」を「町立認定こども園（忠岡町立幼保連携型認定こども園条例（令和4年忠岡町条例第17号）第1条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）」に改める。

第5条中「町立幼稚園及び町立保育所」を「町立認定こども園」に改める。

(忠岡町立幼稚園条例の廃止)

第3条 忠岡町立幼稚園条例（昭和27年忠岡町条例第28号）は、廃止する。

(忠岡町保育所設置条例の廃止)

第4条 忠岡町保育所設置条例（昭和62年忠岡町条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 号

忠岡町公民館条例の一部改正について

本町は、忠岡町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

忠岡町長 杉 原 健 士

忠岡町公民館条例の一部を改正する条例

忠岡町公民館条例（昭和60年忠岡町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「、又は」を「又は」に改め、同条第2号中「、又は附属物」を「又は附属設備」に改め、同条第3号中「規定に」の次に「該当し、又はこれに」を加え、同条第4号中「、施設」を「施設」に改める。

第8条見出し中「取消」を「取消等」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「やむを得ない」を「災害その他やむを得ない」に改める。

第11条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第8条第2号の規定により、使用の許可を取り消したとき。

第13条中「または附属物」を「又は附属設備」に改める。

別表を次のように改める。

公民館使用料

区分	料金
会議室（1室につき）	1時間につき 500円
講習室	1時間につき 600円
料理室	1時間につき 600円
茶室	1時間につき 500円
託児室	1時間につき 500円
軽運動室	1時間につき 1,000円

備考 冷暖房を使用した場合の使用料は4割増とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町働く婦人の家条例の廃止について

本町は、忠岡町働く婦人の家条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

忠岡町長 杉原健士

忠岡町働く婦人の家条例を廃止する条例

忠岡町働く婦人の家条例（昭和60年忠岡町条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（忠岡町文化会館条例の一部改正）

2 忠岡町文化会館条例（昭和60年忠岡町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、図書館及び働く婦人の家」を「及び図書館」に改める。

令和4年度 忠岡町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,750,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

忠岡町長 杉原健士

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税			1,977,325	51,266	2,028,591
	1 地方交付税		1,977,325	51,266	2,028,591
13 使用料及び手数料			98,591	2,390	100,981
	1 使用料		55,883	2,390	58,273
14 国庫支出金			1,572,427	△112,674	1,459,753
	1 国庫負担金		692,399	10,572	702,971
		2 国庫補助金	875,260	△123,246	752,014
15 府支出金			586,738	10,957	597,695
	1 府負担金		386,837	5,285	392,122
		2 府補助金	136,682	5,672	142,354
18 繰入金			244,099	△27,920	216,179
	1 基金繰入金		244,099	△27,920	216,179
21 町債			498,654	117,800	616,454
	1 町債		498,654	117,800	616,454
歳入	入	合計	8,708,388	41,819	8,750,207

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,801,514	7,490	1,809,004
	1 総務管理費	1,646,147	6,269	1,652,416
	2 徴税費	80,146	778	80,924
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	57,537	443	57,980
		3,575,604	19,806	3,595,410
	1 社会福祉費	1,890,994	1,858	1,892,852
4 衛生費	2 児童福祉費	1,684,610	17,948	1,702,558
		819,298	3,234	822,532
	1 保健衛生費	329,390	3,234	332,624
9 消防費		351,606	795	352,401
	1 消防費	351,606	795	352,401
10 教育費		579,220	10,494	589,714
	2 小学校費	126,303	3,120	129,423
	3 中学校費	74,398	1,560	75,958
	4 幼稚園費	90,666	5,504	96,170
	5 社会教育費	143,075	310	143,385
歳	出	8,708,388	41,819	8,750,207
	合計			

2 歳 入

(単位：千円)

(款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	1,977,325	51,266	2,028,591	1 地方交付税	51,266	普通交付税 (既定予算)
計	1,977,325	51,266	2,028,591			

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生使用料	11,622	2,390	14,012	1 保健衛生使用料	2,390	火葬料 (既定予算)
計	55,883	2,390	58,273			

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	626,724	7,821	634,545	2 児童福祉費負担金	7,821	子どものための教育・保育給付費負担金 (既定予算)
2 教育費国庫負担金	13,169	2,751	15,920	1 幼稚園費負担金	2,751	子どものための教育・保育給付費負担金 (既定予算)
計	692,399	10,572	702,971			

(単位：千円)

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	569,128	△127,896	441,232	1 社会福祉費補助金	104	地域生活支援事業費補助金 (既定予算)	104 11,862
				2 児童福祉費補助金	△128,000	都市構造再編集中支援事業費補助金 (既定予算) 次世代育成支援対策施設整備交付金 (既定予算)	△134,231 372,231 6,231 2,207
9 教育費国庫補助金	13,898	4,650	18,548	1 小学校費補助金	1,560	学校保健特別対策事業費補助金	1,560
				2 中学校費補助金	780	学校保健特別対策事業費補助金	780
				3 幼稚園費補助金	2,310	学校施設環境改善交付金 (既定予算)	2,310 8,794
計	875,260	△123,246	752,014				

(款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費負担金	375,825	3,910	379,735	2 児童福祉費負担金	3,910	子どものための教育・保育給付費負担金 (既定予算)	3,910 55,302
				1 幼稚園費負担金	1,375	子どものための教育・保育給付費負担金 (既定予算)	1,375 1,375 8,233
計	386,837	5,285	392,122				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				補正額の財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他					
2 児童福祉施設費	590,896	17,948	608,844	7,821	3,910		6,217	3 職員手当等	2,305	時間外勤務手当 (既定予算) 2,305 6,110	
								18 負担金補助及び交付金	15,643	負担金 15,643 認定こども園施設型給付費(2・3号認定) (既定予算) 237,970	
6 認定こども園整備費	820,000	0	820,000	△125,690		117,800	7,890				
計	1,684,610	17,948	1,702,558	△117,869	3,910	117,800	7,890				

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				補正額の財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他					
3 環境衛生費	22,136	3,234	25,370				844	12 委託料	3,234	その他委託 葬儀管理業務委託料 (既定予算) 3,234 7,501	
計	329,390	3,234	332,624				844				

(単位：千円)

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他				
1 常備消防費	312,860	516	313,376				516	18 負担金補助及び交付金	516 負担金 消火栓設置及び維持管理負担金 (既定予算) 8,039	
2 非常備消防費	38,746	279	39,025				279	1 報酬	279 その他報酬 出動手当 (既定予算) 4,836	
計	351,606	795	352,401				795			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他				
1 学校管理費	80,850	3,120	83,970	1,560			1,560	10 需用費	2,520 消耗品費 感染症対策消耗品代 (既定予算) 2,350	
								17 備品購入費	600 庁用器具費 感染症対策備品購入費 (既定予算) 2,851	
計	126,303	3,120	129,423	1,560			1,560			

(単位：千円)

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他				
1 学校管理費	41,741	1,560	43,301	780			780	10 需用費	1,360	消耗品費 感染症対策消耗品代 (既定予算) 1,360
								17 備品購入費	200	庁用器具費 感染症対策備品購入費 (既定予算) 200
計	74,398	1,560	75,958	780			780			650

44 (款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他				
1 幼稚園費	90,666	5,504	96,170	2,751	1,375		1,378	18 負担金補助及び交付金	5,504	負担金 認定こども園施設型給付費(1号 認定) (既定予算) 33,283
計	90,666	5,504	96,170	2,751	1,375		1,378			

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債 その他				
1 社会教育総務費	53,538	310	53,848				310	3 職員手当等	310	時間外勤務手当 (既定予算) 1,492
計	143,075	310	143,385				310			

令和4年度 忠岡町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月24日提出

忠岡町長 杉原健士

第1表 繰越明許費

追加

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	学校等における感染症対策等支援事業	2,700千円
教育費	中学校費	学校等における感染症対策等支援事業	1,350千円

令和4年度 忠岡町一般会計補正予算(第12号)

令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月24日提出

忠岡町長 杉原健士

第1表 繰越明許費

追加

款	項	事業名	金額
教育費	社会教育費	町民運動場改修工事設計業務委託料	4,697千円

議案第3号

忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う 関係規則等の整理について

本町教育委員会は、忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係規則等の整理について、本委員会の議決を求める。

- ・ 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・ 忠岡町教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
- ・ 忠岡町教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- ・ 忠岡町保育所設置条例施行規則を廃止する規則
- ・ 忠岡町立幼稚園の管理運営に関する規則を廃止する規則
- ・ 忠岡町立幼稚園の学級編制に関する規則を廃止する規則
- ・ 忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則
- ・ 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の施行に関する規程

令和5年3月29日提出

忠岡町教育委員会

教育長 富本正昭

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年忠岡町教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第19条第1項各号」を「法第19条第1項第2号及び第3号」に改め、「又は別表第2」を削る。

第3条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第4条を削り、第5条の見出しを「（入所又は入園の申請）」に改め、同条中「町立東忠岡保育所」を「町立東忠岡こども園（2・3号認定）」に、「入所承諾」を「入所又は入園承諾」に、「保育所入所申込書」を「保育所・認定こども園等入所又は入園申込書（2・3号認定）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 町立東忠岡こども園（1号認定）の入園承諾を受けようとする者は、入園申込書（1号認定）（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の入園承諾を受けられる者は、本町に住所を有する者に限る。

第5条を第4条とし、第6条の見出しを「（入所又は入園承諾の取消し）」に改め、同条各号列記以外の部分中「保育施設等」を「保育施設等及び町立東忠岡こども園（1号認定）」に、各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「入所」を「入所又は入園」に改め、同条を第5条とする。

第7条各号列記以外の部分中「保育施設等に入所」を「保育施設等及び町立東忠岡こども園（1号認定）に入所又は入園」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「（入所又は入園承諾通知等）」に改め、同条中「保育施設等の入所」を「保育施設等及び町立東忠岡こども園（1号認定）の入所又は入園」に、「保育所入所承諾書（様式第2号）」を「保育所・認定こども園等入所又は入園承諾書（2・3号認定）（様式第2号）又は入園許可書（1号認定）（様式第7号）」に、「保育所入所保留通知書（様式第3号）」を「保育所・認定こども園等入所又は入園保留通知書（2・3号認定）（様式第3号）」に、「保育実施解除通知書（様式第4号）」を「保育実施解除通知書（2・3号認定）（様式第4号）」に改め、同条を第7条とする。

第9条各号列記以外の部分中「別表第2」を「別表第1」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項中「保育料減免申請書（様式第5号）」を「保育料減免申請書（2・3号認定）（様式第5号）」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条の見出しを「（欠席又は退所又は退園）」に改め、同条中「退所」を「退所又は退園」に改める。

別表第1を削り、別表第2中利用者負担額（月額）の欄を次のように改める。

0	0	0	0	0	0	0
7,200	0	0	7,200	0	0	0
15,600	0	0	15,400	0	0	0
7,200	0	0	7,200	0	0	0
24,000	0	0	23,600	0	0	0
35,600	0	0	35,100	0	0	0
48,800	0	0	48,000	0	0	0
64,000	0	0	63,000	0	0	0
83,200	68,000	0	81,900	66,900	0	0

別表第2を別表第1とする。

別表第3中

延長保育料B (保育短時間認定子ども)	保育短時間認定を受けた子どもが、午前7時30分から午前8時30分までの間と、午後5時30分から午後6時30分までの間に保育を受けた場合 1回につき		100円
延長保育料C (町立幼稚園を利用する子ども)	通常時	延長保育の実施時間が午後2時から午後4時まで 1回につき	200円
		延長保育の実施時間が午後4時から午後5時まで 1回につき	100円
	長期休業期間中	延長保育の実施時間が午前9時から午後12時まで 1回につき	300円
		延長保育の実施時間が午後1時から午後4時まで 1回につき	
		延長保育の実施時間が午前9時から午後4時まで 1回につき	700円
	延長保育の実施時間が午後4時から午後5時まで 1回につき	100円	

を
「

延長保育料B (保育短時間認定子ども)	保育短時間認定を受けた子どもが、午前7時30分から午前9時00分までの間と、午後5時00分から午後6時30分までの間に保育を受けた場合 1回につき		100円
延長保育料C (町立こども園を利用する1号認定子ども)	通常時	延長保育の実施時間が 午後2時から午後5時まで 1時間につき	100円
	午前保育時	延長保育の実施時間が 午後12時から午後5時まで 1時間につき	100円
	長期休業期間中	延長保育の実施時間が 午前9時から午後5時まで 1時間につき	100円

」

に改める。

別表第3の備考第3号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同表中の備考第4号を次のように改める。

- 4 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に係る延長保育料Cは、無料とする。

別表第3の備考第5号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、区分の欄を次のように改める。

区分
第 8 条 第 1 号
第 8 条 第 2 号
第 8 条 第 3 号
第 8 条 第 4 号
第 8 条 第 5 号
第 8 条 第 6 号
第 8 条 第 7 号

別表第 4 を別表第 3 とする。
様式第 1 号を次のように改める。

施設名		階層		保育料		—記入しないでください—	年齢区分	きょうだいの入所又は入園
							歳児	歳児

様式第1号(第4条関係)

(表)

保育所・認定こども園等入所又は入園申込書(2・3号認定)

忠岡町教育委員会 様

年 月 日

保護者 住 所 忠岡町

氏 名

電話番号(自 宅)

(父携帯)

(母携帯)

次のとおり保育所・認定こども園等への入所又は入園申し込みをします。

区分	(ふりがな) 氏 名	本人との 続柄	生 年 月 日	性 別	勤務先・学校・保育施設名等
本人		本人	年 月 日		
			年 月 日		
子どもと同居する家族			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
生活保護の状況		適用なし・適用あり(年 月 日保護開始)			
入所又は入園を希望する施設名	第1希望		希望理由:		
	第2希望				
	第3希望				
	第4希望				
保育の実施を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで			
保育希望時間	平日	午前 時 分 から 午後 時 分 まで			
	土曜	午前 時 分 から 午後 時 分 まで			
保育の実施を必要とする理由 (該当理由に○印を付けてください。)	父	母	ふだん昼間に家庭外で、仕事をしている。 ふだん昼間に家庭内で、日常の家事以外の仕事をしている(内職など)。 妊娠中であるかまたは出産後間がない。 病気やケガをしているまたは心身に障がいがある。 長期にわたり病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護している。 その他(就労を希望している。震災等災害の復旧に当たっているなど) 理由:		
きょうだい同時申し込みの場合の入所又は入園条件(可能な条件に○印をつけてください。)			きょうだいが同時に同じ施設に入所又は入園したい。		
			きょうだいが同時に違う施設に入所又は入園してもよい。		
			きょうだいのうち1人でも先に入所又は入園させたい。(子どもの名前: 優先)		
			きょうだいが同時に同じ施設に入所又は入園できなければ希望しない。		
他市町村から1年以内に転入された方または転入予定の方は記入してください。	転入(予定)日	令和 年 月 日(頃)	転入前の電話番号		
	転入前の住所	〒			

子どもの状況 (該当する番号を○で囲んで下さい。) (裏)

子どもの現況	1. 母親が保育	5. 知人に委託
	2. 親族に委託	6. 仕事先に連れて行っている
	3. 父方(祖父・祖母)が保育	7. 保育施設に在園中(施設名:)
	4. 母方(祖父・祖母)が保育	8. その他()

祖父母の状況

※死亡・音信不通等の場合は、氏名欄に“死亡”“音信不通”等と記入してください。
 ※同居、別居にかかわらず、職業等保育のできない理由を具体的に記入してください。

父方	祖父	氏名	() 歳	住所	同居・別居(住所:)
		電話番号	() -	現況(職業など):	
	祖母	氏名	() 歳	住所	同居・別居(住所:)
		電話番号	() -	現況(職業など):	
母方	祖父	氏名	() 歳	住所	同居・別居(住所:)
		電話番号	() -	現況(職業など):	
	祖母	氏名	() 歳	住所	同居・別居(住所:)
		電話番号	() -	現況(職業など):	

誓約書・同意書には、必ず署名をしてください。

誓 約 書
<p>1. 子どもの保育の実施期間内に、「子どもを保育することができない理由」に該当しなくなった場合は、速やかに退所届又は退園届を提出いたします。</p> <p>2. 家族の状況、就労証明書等に虚偽の事実があった場合は、退所又は退園させられても異議ありません。</p> <p>3. 入所児又は入園児が疾病等により集団生活ができない場合は、退所又は退園させられても異議ありません。</p> <p>4. 税額、職業、家族、住所等に変更があった場合は、速やかに届出いたします。</p> <p>また、保育料算定および保育の実施に伴う必要書類は、必ず提出いたします。</p> <p>5. 正当な理由なく保育料を滞納いたしません。</p> <p>やむをえず期日までに納付できない場合は、その旨を申し出ます。</p> <p>6. 無断で長期欠席をした場合は、退所又は退園させられても異議ありません。</p> <p style="text-align: left; margin-top: 20px;">忠岡町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">保護者氏名 _____</p>

同 意 書	自宅付近の略図
<p>保育料の決定に際し、教育委員会職員が、私の世帯にかかる町民税課税台帳を閲覧することに同意します。</p> <p style="margin-top: 10px;">世帯主氏名 _____</p>	

様式第2号中「(第8条)」を「(第7条)」に、

「

保育所入所承諾書

申込みのありました保育所への入所について、下記のとおり承諾いたします。

」

を

「

保育所・認定こども園等入所又は入園承諾書

(2・3号認定)

申込みのありました保育所・認定こども園等への入所又は入園について、下記のとおり承諾いたします。

」

に改める。

様式第3号中「(第8条)」を「(第7条)」に、

「

保育所入所保留通知書	
様	第 年 月 日 号
忠岡町教育委員会	
年 月 日付けで申込みのありました、年 月 日からの保育所の入所については、次の理由により入所できませんので通知します。	
児童の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日生

」

を

保育所・認定こども園等入所又は入園保留通知書（2・3号認定）

第 号
年 月 日

様

忠 岡 町 教 育 委 員 会

年 月 日付けで申込みのありました、年 月 日
からの保育所・認定こども園等の入所又は入園については、次の理由により入所
できませんので通知します。

子 ど も の 氏 名 及 び 生 年 月 日	(歳児) 年 月 日生
-------------------------------	---------------------

に改める。

様式第4号中「(第8条)」を「(第7条)」に、

保育実施解除通知書

第 号
年 月 日

様

忠岡町教育委員会

次の児童についての保育の実施を解除することにしましたから通知します。

入所児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所中の保育所の 名称及び所在地	

を

「

<p>保育実施解除通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">忠岡町教育委員会</p> <p>次の子どもについての保育の実施を解除することにしましたから通知します。</p>	
入所又は入園子ども の氏名 及び生年月日	<p style="text-align: right;">年 月 日生</p>
入所又は入園中の 施設 の名称及び所在地	

」

に改める。

様式第5号中「(第9条)」を「(第8条)」に、

「

様式第5号(第9条関係)

	保 育 料 減 免 申 請 書	
		年 月 日
忠岡町長様	住 所 忠岡町	丁目 番 号
	保護者氏名	Ⓜ
	児童氏名	
		年 月 日生(歳児)
	保育所名	保育所(園)

下記の理由により、児童の保育所入所に係る保育料の減免を申請します。

[申請理由] ※該当する番号に○印を入れ、必要事項を記入してください。

- 1 父親、母親若しくは両親のいない世帯又はこれらに準ずる世帯であるため
- 2 地方税法の規定により障害者控除の対象となる者又は障害児通園施設に通園している者のいる世帯であるため

[添付資料：障害者手帳の写し等又は障害児通園施設の在園証明書]

- 3 減免申請の日の属する年分の所得が、その前年分の所得（当該申請の日が1月、2月又は3月である場合は、前々年分の所得）と比較して、6割未満になると推定されるため

[添付資料：過去3カ月分の給与明細書等、所得を証明する書類]

- 4 傷病により、引き続き1カ月以上入院した者のいる世帯であるため

[添付資料：1カ月以上の入院を証明する書類]

- 5 災害により、その居住する家屋に甚大な損害を受けた世帯であるため

[添付資料：罹災証明書]

- 6 児童が、傷病により引き続き15日以上欠席したため

欠席期間： 年 月 日～ 年 月 日

[添付資料：傷病の治療に上記期間を要した旨の医師の診断書]

- 7 その他（ ）

※1、2については、その世帯の町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は除く。

※保育担当課処理欄

申請書受理年月日 年 月 日

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第9条第 号の規定に基づき、保育料を下記のとおり減額・免除する。

を

様式第5号（第8条関係）

保育料減免申請書（2・3号認定）

年 月 日

忠岡町長様

住 所 忠岡町 丁目 番号
保護者氏名
子ども氏名

年 月 日生（歳児）

施設名

下記の理由により、子どもの施設入所又は入園に係る保育料の減免を申請します。

入 園 申 込 書 (1 号 認 定)

忠岡町教育委員会 様

年 月 日

保 護 者 住 所 忠岡町
ふりがな
 氏 名 _____

次のとおり入園許可くださいますようお願いいたします。

<small>ふりがな</small>		<small>生年月日</small>	年 月 日	<small>性別</small>	
<small>子ども氏名</small>					
<small>保護者との続柄</small>		<small>電話番号</small>			<small>こども園名</small>
<small>現住所</small>	忠岡町				

家族の状況(本人を含む)						
	家族氏名	子どもとの続柄	年齢	家族氏名	子どもとの続柄	年齢
1			5			
2			6			
3			7			
4			8			

※この欄は記入しないでください。

※緊急の連絡先[電話番号]

①	
②	

受付印	
-----	--

年 度

入園許可書（1号認定）

住 所

子ども氏名
生年月日

性別
年 月 日生

上記子どもの忠岡町立

への入園を許可いたします。

年 月 日

忠岡町教育委員会

保護者

様

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

忠岡町教育委員会事務局事務分掌規則（昭和49年忠岡町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条教育みらい課の部保育係の款(1)の項中「保育」を「教育・保育」に改め、同款(2)の項中「町立保育所」を「町立こども園」に、「保育指導」を「教育・保育指導」に改め、同款中(5)の項から(7)の項までを削り、(4)の項を(5)の項に、(3)の項を(4)の項とし、(2)の項の次に次のように加える。

(3) 町立こども園児の就園に関する事。

第3条教育みらい課の部保育係の款中(8)の項を(6)の項とし、(9)の項から(11)の項までを2項ずつ繰り上げ、(12)の項中「町立幼稚園及び町立保育所」を「町立こども園」に改め、(12)の項を(10)の項とし、(13)の項を(11)の項とし、(14)の項を(12)の項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町教育委員会規則第3号

忠岡町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

忠岡町教育委員会公印規則（平成元年忠岡町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までの規定中「教育総務課長」を「教育みらい課長」に改める。

別表1の1の項から4の項まで管守者の欄中「教育総務課長」を「教育みらい課長」に改め、同表中9の項及び10の項を次のように改める。

9	削除							
10	削除							

別表1の25の項から27の項までを次のように改める。

25	削除							
26	削除							
27	削除							

別表1の30の項及び31の項を次のように改める。

30	削除							
31	削除							

別表1に次のように加える。

32	大阪府泉北郡忠岡町立東忠岡こども園之印	32	方53	てん書	つけ	東忠岡こども園名をもってする卒園証書	1	東忠岡こども園長
33	大阪府泉北郡忠岡町立東忠岡こども園之印	33	方30	てん書	つけ	東忠岡こども園名をもってする文書	1	東忠岡こども園長
34	大阪府泉北郡忠岡町立東忠岡こども園長之印	34	方21	てん書	つけ	東忠岡こども園長名をもってする文書	1	東忠岡こども園長

別表2第9号及び第10号を次のように改める。

(9) (10)

削除 削除

別表2第25号から第27号までを次のように改める。

(25) (26) (27)

削除 削除 削除

別表2第30号及び第31号を次のように改める。

(30) (31)

削除 削除

別表2に次のように加える。

(32)

も	東	郡	大
園	忠	忠	阪
之	岡	岡	府
印	こ	町	泉
	ど	立	北

(33)

も	東	郡	大
園	忠	忠	阪
之	岡	岡	府
印	こ	町	泉
	ど	立	北

(34)

も	東	郡	大
園	忠	忠	阪
長	岡	岡	府
之	こ	町	泉
印	ど	立	北

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町規則第 号

忠岡町保育所設置条例施行規則を廃止する規則

忠岡町保育所設置条例施行規則（昭和 62 年忠岡町規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

忠岡町立幼稚園の管理運営に関する規則を廃止する規則

忠岡町立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和49年忠岡町教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町立幼稚園の学級編制に関する規則を廃止する規則

忠岡町立幼稚園の学級編制に関する規則（平成13年忠岡町教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則

忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和51年忠岡町教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の施行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、忠岡町立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和4年忠岡町教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、忠岡町立幼保連携型認定こども園条例（令和4年忠岡町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の開始に関する事項)

第2条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学前の始期に達したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの保護者が、法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 退園の届出があったとき。
- (4) 本町の区域外に転出したとき。
- (5) 利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき。

(預かり保育及び延長保育)

第4条 認定こども園は、園児の保護者から申請があったときは、預かり保育（規則第14条第1号に規定する教育標準時間以外の時間に希望する者を対象に行う保育をいう。以下同じ。）及び延長保育（規則第14条第2号に規定する保育標準時間及び第3号に規定する保育短時間以外の時間に希望する者を対象に行う保育をいう。以下同じ。）を実施することができる。

(修了証書)

第5条 園長は、所定の保育を修了した園児に、修了証書を授与する。

(退園)

第6条 園児を退園させようとするときは、その事由を付して園長に届け出なければならない。

- 2 正当な事由がなく欠席が1ヶ月以上に及んだとき、又は保育料を3ヶ月以上滞納したときは、退園させることができる。
- 3 その他園長が就園不相当と認めたときは、退園させることができる。

(休業日の変更)

第7条 園長は、休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 園長は、学芸会、運動会等の認定こども園行事を休業日に行うための変更については、教育委員会に届け出るものとする。

(園長の専決事項)

第8条 園長の専決事項は、原則としてこの条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 宿泊を要しない園長の出張に関する事。
- (2) 所属職員の出張、休暇、欠勤等の処理に関する事。
- (3) 教育委員会の指示する事項の処理に関する事。

(施設及び設備の損傷又は亡失)

第9条 認定こども園の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は使用に耐えなくなったときは、園長は、その理由を付して、教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の貸与)

第10条 認定こども園の施設及び設備の貸与は、園長の意見を聞き、教育委員会が許可する。ただし、保護者の集会その他定例又は安易な事項については、園長が許可することができる。

(感染症等発生の報告)

第11条 認定こども園内及び通園区域内に感染症が発生したときは、園長は、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。職員及び園児に中毒その他の集団的疾、傷害、死亡等事故が発生したときも同様とする。

(組編成)

第12条 園長は、毎年翌学年の学級編制の原案を教育委員会に提出しなければならない。保育期の途中において、組編成に変更の必要が生じたときも同様とする。

(教育課程)

第13条 園長は、毎年学年初めに、教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(教育指導の計画)

第14条 園長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 認定こども園経営の重点
- (2) 学習指導及び生活指導の重点
- (3) 健康管理と指導の重点
- (4) 日課表
- (5) 職務分掌
- (6) 行事予定表

(教材の取扱)

第15条 園長は、教材教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

第16条 園長は、教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 園長は、前項の承認を受けるときは、現品見本又は書名、編著者、定価等を明示

する書類を添付するものとする。

(遠足等の実施)

第17条 園長は、遠足等園外における行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を、教育委員会に届け出なければならない。

(対外競技又は対外演技への参加)

第18条 園長は、園児を次に掲げる対外競技又は対外演技に参加させる場合は、教育委員会の承認を得なければならない。

(1) 園外の運動会及び運動競技

(2) 園外の歌唱、舞踊等の出演

(儀式的行事)

第19条 儀式的行事は、本町の小学校に準じて行う。

(忌引その他の処置)

第20条 園児が親族の喪に服するとき、又は第11条の事由により欠席した場合の休暇は、認定こども園の職員に準ずるものとする。

(保育料以外の徴収金)

第21条 園長は、図書費、教材費等で2ヶ月以上にわたり定期的に保護者より実費を徴収する必要があるときは、その費目金額等を付して教育委員会の承認を受けなければならない。

(園児の服装)

第22条 園長は、園児の服装を一律的に規制するときは、教育委員会の指示に従わなければならない。なお、前項の規制を変更するときも同様とする。

(園章)

第23条 認定こども園の園章は、別記図形とする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記図形



議案第4号

令和5年度忠岡町教育基本方針について

本町教育委員会は、令和5年度忠岡町教育基本方針を、次のとおりとする。

令和5年3月29日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

議案第5号

令和5年度中学生チャレンジテスト への参加について

本町教育委員会は、令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について、次のとおりとする。

令和5年3月29日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

その他

1. 忠岡町教育委員会後援名義の使用許可について
2. 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について
3. 忠岡町立小中学校 医療的ケア実施要綱について
4. 令和5年第1回忠岡町議会定例会一般質問教育委員会関係事項について
5. 令和5年 第4回教育委員会定例会議の日程について
日 時 令和5年 4月 日 () 時 分
場 所 忠岡町シビックセンター3階 研修室3